

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊幹部候補生学校組織規則を次のように定める。

昭和32年8月29日

防衛庁長官 津島 寿一

改正	昭和33年9月18日	航空自衛隊訓令第18号	昭和54年4月4日	航空自衛隊訓令第12号
	昭和33年12月18日	航空自衛隊訓令第33号	昭和61年4月5日	航空自衛隊訓令第22号
	昭和34年10月26日	航空自衛隊訓令第17号	昭和63年4月8日	航空自衛隊訓令第26号
	昭和36年2月20日	防衛庁訓令第7号	平成2年10月1日	防衛庁訓令第38号
	昭和36年7月15日	航空自衛隊訓令第5号	平成19年1月5日	防衛庁訓令第1号
	昭和37年9月22日	航空自衛隊訓令第6号	令和6年3月19日	防衛省訓令第13号
	昭和39年12月1日	航空自衛隊訓令第8号		
	昭和41年11月30日	航空自衛隊訓令第5号		
	昭和43年9月10日	航空自衛隊訓令第2号		
	昭和53年4月4日	航空自衛隊訓令第12号		

航空自衛隊幹部候補生学校組織規則

(校長)

第1条 航空自衛隊幹部候補生学校（以下「学校」という。）の校長は、空将補をもつて充てる。

(副校長)

第1条の2 学校に、副校長1人を置く。

(内部組織)

第2条 学校に、次の2課、2部及び1隊を置く。

総務課

教務課

教育部

業務部

学生隊

(総務課の事務)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 組織及び定員に関する事。
- (5) 人事に関する事。
- (6) 記録及び統計に関する事（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。

- (8) 教務課、各部及び学生隊との連絡に関する事。
- (9) 地上安全に関する事。
- (10) 秘密保全に関する事。
- (11) 広報に関する事。
- (12) 損失補償及び損害賠償に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教務課、各部及び学生隊の所掌に属しない事項に関する事。

(教務課の事務)

第4条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関する事。
- (2) 学校に入校している自衛官（以下「学生」という。）の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画に関する事。
- (3) 教育訓練に必要な記録及び統計に関する事。
- (4) 教育訓練に必要な図書その他教材に関する事。

(教育部)

第5条 教育部においては、初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第6条 削除

(業務部の分課)

第7条 業務部に、次の6課を置く。

庶務課
管理課
サイバー運用課
業務課
会計課
衛生課

(庶務課の事務)

第8条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基地業務の計画及び運用に関する事。
- (2) 警備及び調査に関する事。
- (3) 公文書の授受、発送、編集及び保管に関する事。
- (4) 写真に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、業務部の他の課の所掌に属しない事項に関する事。

(管理課の事務)

第9条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（糧食及び衛生資材を除く。以下本条中同じ。）の管理に関する事。
- (2) 物品の調達要求及び補給に関する事。
- (3) 物品の保管に関する事（業務部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 輸送の計画及び実施に関する事。
- (5) 車両の保管、運用及び整備に関する事。
- (6) 施設の維持及び管理（サイバー運用課の所掌に属するものを除く。）並びに消防に関する事。

と。

(サイバー運用課の事務)

第10条 サイバー運用課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基地通信に関すること。
- (2) サイバー運用に関すること。
- (3) 通信施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 基地用通信器材の保管及び整備に関すること。

(業務課の事務)

第11条 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給養に関すること。
- (2) 糧食の管理に関すること。
- (3) 糧食の調達要求及び補給に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 共済組合に関すること。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

(会計課の事務)

第12条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。
- (2) 物品及び役務の調達その他の契約に関すること。
- (3) 給与及び旅費の支給に関すること。

(衛生課の事務)

第13条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理、環境衛生及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 適性検査（知能、性格等に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 衛生資材の管理に関すること。
- (5) 衛生資材の調達要求及び補給に関すること。
- (6) 医務室の運営に関すること。

(学生隊の組織)

第14条 学生隊に本部のほか、次の3中隊を置く。

第1中隊

第2中隊

第3中隊

(本部の事務)

第15条 本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生隊の庶務に関すること。
- (2) 学生の人事に関すること（各中隊の所掌に属するものを除く。）。

(各中隊の事務)

第16条 各中隊においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の訓育、体育及び教練の実施に関すること。
- (2) 学生の指導及び規律に関すること。
- (3) 学生の人事に関すること。

(部長及び課長)

第17条 部に部長、課に課長を置く。

- 2 部長、総務課長及び教務課長は、校長の命を受け、それぞれ部務、総務課及び教務課の課務を掌理する。
- 3 業務部の課長は、業務部長の命を受け、課務を掌理する。

(学生隊長及び中隊長)

第18条 学生隊に学生隊長、中隊に中隊長を置く。

- 2 学生隊長は、校長の命を受け、学生隊の隊務を掌理する。
- 3 中隊長は、学生隊長の命を受け、中隊の隊務を掌理する。

(委任規定)

第19条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和32年9月2日から施行する。
- 2 航空自衛隊幹部候補生学校組織規則（昭和30年航空自衛隊訓令第6号）は、廃止する。

附 則（昭和33年9月18日航空自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則（昭和33年12月18日航空自衛隊訓令第33号）

この訓令は、昭和33年12月18日から施行する。

附 則（昭和34年10月26日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和34年11月1日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月15日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和36年7月15日から施行する。

附 則（昭和37年9月22日航空自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和39年12月1日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和41年11月30日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和41年12月15日から施行する。

附 則（昭和43年9月10日航空自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月4日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日航空自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊訓令第26号）
この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）
この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（令和6年3月19日防衛省訓令第13号）
この訓令は、令和6年3月21日から施行する。